



発行 新潟県
第 67 号
 平成27年8月28日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1143 休猟区の指定(環境企画課)
- 1144 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 1145 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 1146 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1147 公共測量の実施通知(監理課)
- 1148 兼用工作物の管理方法に係る協議成立(道路管理課)
- 1149 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 1150 廃川敷地等の発生(河川管理課)
- 1151 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1152 建築基準法による道路位置の変更(建築住宅課)
- 1153 構造計算適合性判定業務の委任(建築住宅課)
- 1154 構造計算適合性判定業務の委任(建築住宅課)

公 告

- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 技能検定の合格者の発表(職業能力開発課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

選挙管理委員会規程

- 10 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

監査委員公表

- 監査結果公表(監査委員事務局)

公安委員会規則

- 13 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則(警務課)

公安委員会告示

- 92 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

正 誤

- 平成24年11月30日付け県報第93号選挙管理委員会規程第14号中(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第1143号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 布部休猟区

(1) 区域

村上市中野地内の県道薦川中原線と村上市道布部高南線との交点を起点とし、同県道を東北東に進み薦川

地内の同県道の起点に至る。ここから東南東に方向を変え、薦川を横断し尾根づたいに上り658メートルのウソ山の山頂に至る。この山頂から尾根づたいにほぼ南方向に下り、二級河川滝矢川を横断し、また尾根づたいに上り640.2メートルのキュウゾウ山の山頂に至る。さらに稜線に沿って南に進み534メートル、538.6メートル、288メートルの山頂を通過し、県道鶴岡村上線の三面橋の西詰に至る。同橋を渡り、同県道を西北西に三面川沿いに下り、岩崩、荃太、千縄の各集落を経て、布部地内の市道岩沢布部線との交点に至る。同市道を西に進むと市道布部高南線との交点に至る。同市道を北西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,136ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

2 柴倉川休猟区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町九島地内の県道室谷津川線と町道マコノ浦線との交点を起点とし、同町道及び引き続く林道九島武須沢線を東岐地区まで進み、県道黒倉野中線との交点に至る。ここから南方向に進み、町道東山線との交点に至る。ここから町道東山線の夷棚地区を経て相高島地区まで進み、県道柴倉津川線との交点に至る。ここから同県道を北方向に町道漆沢小手茂線との交点まで進み、さらに同町道の漆沢地区を経て、県道室谷津川線まで進む。さらに同県道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円から月山鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 面積

1,875ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

3 上条長谷休猟区

(1) 区域

加茂市学校町地内の国道403号線と県道加茂停車場線との交点を起点として、同国道を北に進み、田上町との境界に至る。ここから同境界線及び五泉市との境界線に沿って進み、国道290号線との交点に至る。ここから同国道を南に進み、七谷大橋の東詰の加茂川右岸に至る。ここから同右岸の堤防を下流に進み、日吉橋東詰で市道猿毛堤外線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、猿毛橋東詰で市道八幡猿毛線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、小貫地内で市道小貫駒岡堤外線との交点に至る。ここから、同市道を北西に進み、市道八幡秋房線との交点に至る。ここから、同市道を西に進み、市道加茂川右岸線との交点に至る。ここから、同市道を西に進み、県道加茂停車場線との交点に至る。ここから、同県道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,646ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

4 見附太田休猟区

(1) 区域

見附市大字嶺崎地内の嶺崎橋北詰を起点とし、主要地方道長岡見附三条線を北に100メートル進み、市道浄水場線との交点に至る。同市道を北に約50メートル進んで、市道細越嶺崎線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、刈谷田川右岸堤防に接し、さらに北に進み、主要地方道見附栃尾線の交点に至る。ここから同主要地方道を南東に約100メートル進み、県道遅場見附線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、見附市大字堀溝町地内の桜明橋東詰で市道観音坂堀溝線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、主要地方道見附栃尾線との交点に至り、同主要地方道を南東に進み、見附市と長岡市との境界線に至る。同境界線を南西に進み、県道栃尾田井線との交点に至り、ここから谷沢を北に進み、さらに1級河川耕地川に沿って進み、大堤に至る。ここから大堤を北西に進み、名木野湯に至る。ここから市道名木野2号線を北西に進み、主要地方道長岡見附三条線との交点に至り、同主要地方道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

919ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

5 一之貝休猟区

(1) 区域

長岡市北荷頃地内の主要地方道長岡栃尾巻線と主要地方道栃尾山古志線との交差点を起点とし、ここから主要地方道栃尾山古志線を南南東に進み西野俣、森上を経て半蔵金地内で林道真木半蔵金線との交点に至る。ここから同林道を北北西に進み、林道東山線との交点に至る。ここから同林道を北西に進み、市道東幹線40号との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を東南東に進み、軽井沢地内で市道栃尾比礼軽井沢線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、比礼地内で市道栃尾比礼1号線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道栃尾比礼16号線との交点に至る。ここから同市道を東北東に進み、国道351号との交点に至る。ここから同国道を東に進み、市道栃尾北荷頃40号線との交点に至る。ここから同市道を東南東に進み、主要地方道長岡栃尾巻線との交点に至る。ここから同主要地方道を南に進み、起点と結ぶ内部一円の区域から八方台いこいの森鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 面積

2,391ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

6 上条休猟区

(1) 区域

魚沼市松川（旧守門村）地内の県道小出守門線桂ヶ瀬橋と松川川右岸の交点を起点とし、同県道を北に進み国道252号線に至る。ここから同国道を北に進み旧入広瀬村との境界線に至る。ここから同境界線を南に進み、ほとら峯（標高624メートル）、魚止山（標高722メートル）、まないた山（標高652メートル）を経て、さらに約350メートル進み松川川へ及ぶ山道へ至る。ここから同山道を進み松川川へ至る。ここから松川川右岸を下流へ進み、起点を結ぶ一円とする。

(2) 面積

1,648ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

7 小国・鯖石休猟区

(1) 区域

柏崎市安田地内の国道252号と国道291号との交点を起点とし、同291号を東に、さらに南東に進み、武石トンネルを経て東に進み、長岡市小国町七日町地内で国道404号との交点に至る。ここから同404号を南に進み、長岡市小国町相野原地内で国道403号と主要地方道柿崎小国線との交点に至る。ここから同主要地方道を西南西に進み、柏崎市山室地内で国道252号との交点に至る。ここから同国道を北に進み、起点と結ぶ内部一円から八石山鳥獣保護区を除いた区域とする。

(2) 面積

3,903ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

8 加茂歌代休猟区

(1) 区域

佐渡市両津夷地内の国道350号線と主要地方道佐渡一周線と交差する地点を起点とし、同国道を西に進み、更に南西に進み、佐渡市三瀬川地内で市道金井12号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、旧両津市と旧金井町の境界線との交点に至る。ここから市道加茂幹線8号線を北西に進み、市道立野1号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、旧両津市と旧金井町の境界線との交点に至る。ここから同境界線に沿って北西に進み、金北山鳥獣保護区の境界線との交点に至る。ここから同境界線に沿って北東に進み、更に西北西に進み、旧両津市と旧相川町との境界線との交点に至る。ここから同境界線に沿って北北東に進み、マトネ山頂（937.5メートル）に至る。ここから東に進み、主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。ここから同地方道を南に進み、更に北西に進み、更に南東に進み、更に東南東に進み、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同地方道を南南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,560ヘクタール

(3) 存続期間

平成27年10月15日から平成30年10月14日まで

◎新潟県告示第1144号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年 8 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	2者	江南区横越字上郷229番1ほか11筆 1.2ha
五泉市	1者	田向103番ほか4筆 0.4ha
十日町市	3者	仁田579番ほか11筆 1.3ha
津南町	2者	大字上郷宮野原1520番ほか12筆 2.0ha
糸魚川市	3者	小見大地田88番2ほか22筆 2.5ha
合 計	11者	65筆 7.3ha

2 認可年月日

平成27年 8 月27日

◎新潟県告示第1145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成27年 8 月31日から平成27年 9 月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8 月28日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
五泉市 下条川向地区土地改良 事業共同施行 施行者代表 豊島 利穂	下条川向	区画整理	変更	土地改良事業変更計画書の写し	五泉市役所	第95条の2

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営東谷地区農業用排水施設整備・区画整理（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年 8 月31日から平成27年 9 月30日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1147号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（長岡地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）富島地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年8月10日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 長岡市富島町、浦瀬町、福島町 地内

◎新潟県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年8月28日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 五十島停車場線
- 2 道路の位置
東蒲原郡阿賀町五十島字下島 1242 番から同郡同町五十島字上野 382 番 2 まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 河川管理者 新潟県新潟地域振興局長
所在 新潟市中央区川岸町3丁目18番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。）又は修繕
- 5 管理の期間
平成27年7月1日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第1149号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所において縦覧に供する。

平成27年8月28日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川阿賀野川水系阿賀野川
 - 2 河川管理施設の名称または種類
阿賀野川左岸堤防
 - 3 河川管理施設の位置
東蒲原郡阿賀町五十島字下島1242番地先から同郡同町五十島字上野382番2地先まで
 - 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 新潟県新潟地域振興局長 佐藤 隆
住所 新潟市中央区川岸町3丁目18番1
-

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年7月1日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1150号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年 8 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 河川の名称

二級河川 新川水系新川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成27年 8 月28日

3 廃川敷地等の位置

新潟市西区高山字北曾根386番19地先から同市西区高山字北曾根438番地先水路まで（新川右岸）

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 233.74平方メートル

◎新潟県告示第1151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 変更に係わる都市計画の種類

加茂都市計画用途地域（田上町決定）

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1152号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成27年 8 月28日

新潟県新潟地域振興局長

1 変更した指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 変更の年月日

平成27年 8 月11日

3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○変更前(平成19年6月21日指定) 五泉市村松字蔵所乙290番5の内、 村松字火除地乙508番3の内、4の内、 村松甲1881番1の内	4.00	35.00
○変更後 五泉市村松字蔵所乙290番5の内、	4.00	9.60

村松字火除地乙508番3の内、4の内		
--------------------	--	--

◎新潟県告示第1153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 名称及び住所

株式会社 東京建築検査機構
東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

2 業務区域

新潟県の全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

株式会社 東京建築検査機構 構造判定事業部
東京都中央区東日本橋一丁目1番4号 東日本橋M1ビル
T B T C 名古屋構造センター
愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 太陽生命名古屋第2ビル

4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次の各号に掲げる業務以外の業務

- (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物（建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
- (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの（令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）

5 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成27年9月1日

◎新潟県告示第1154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 名称及び住所

株式会社 建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階

2 業務区域

新潟県の全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

本社
東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階
東北事務所
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階
福島事務所
福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
埼玉事務所
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
神奈川事務所
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階
愛知事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階
山陰事務所

島根県松江市中原町6番地

岡山事務所

岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階

広島事務所

広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室

愛媛事務所

愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室

佐賀事務所

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室

長崎事務所

長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階

宮崎事務所

宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階

鹿児島事務所

鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室

沖縄事務所

沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次の各号に掲げる業務以外の業務

- (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物(建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)
- (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの(令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)

5 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成27年9月1日

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 クスリのアオキ鴨島店

所在地 上越市鴨島一丁目1504番外

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(2) 廃棄物等保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設No.1 午前6時～午後9時

(変更後) 荷さばき施設No.1 午前6時～午後9時

荷さばき施設No.2 午前6時～午後9時

- 3 変更年月日
平成28年4月12日
- 4 変更の理由
食品加工施設を新設して商品を充実することにより、地域住民へのサービス向上を図るため。
- 5 届出年月日
平成27年8月11日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年8月28日から平成27年12月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

技能検定の合格者の発表について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項、第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により実施した平成27年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

等級 検定職種（作業名）
受検番号

3級

園芸装飾

（室内園芸装飾作業）

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016
A甲0017	A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0024	A甲0025
A甲0026	A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032	A甲0033
A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0039		

造園

（造園工事作業）

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0010
A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0018	A甲0019
A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0027	A甲0028
A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032	A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037
B0001	C0001						

機械加工

（普通旋盤作業）

A甲0002	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0014	A甲0015	A甲0016
A甲0017	A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0024
A甲0025	A甲0026	A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0034	A甲0036
A甲0037	A甲0038	A甲0039	A甲0040	A甲0045	A甲0046	A甲0047	A甲0048
A甲0049	A甲0050	A甲0053	A甲0054	A甲0055	A甲0056	A甲0057	A甲0058
A甲0059	A甲0060	A甲0062	A甲0063	A甲0064	A甲0069	C0001	C0002
C0003	C0004	C0005	D0001				

（フライス盤作業）

A甲0001	A甲0003	A甲0004	A甲0006	A甲0010	A甲0011	C0001	D0001
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------

（マシンングセンタ作業）

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016
A甲0017	A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0023	A甲0024
A甲0025	A甲0026	A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032
A甲0033	A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0040	
仕上げ							
(機械組立仕上げ作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0005	A甲0007	A甲0008	A甲0012	A甲0013
A甲0014	A甲0015	D0001					
電子機器組立て							
(電子機器組立て作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0007	A甲0008	A甲0010
A甲0011							
建築大工							
(大工工事作業)							
B0001	B0002	B0003	B0004	B0005	B0006	B0007	
商品装飾展示							
(商品装飾展示作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	D0001	D0002	D0003	D0004	D0005
D0007	D0008						D0006
フラワー装飾							
(フラワー装飾作業)							
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016
A甲0017	A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0024	A甲0025
A甲0026	A甲0028	A甲0030	A甲0031	A甲0032	C0001	C0002	

病院局公告

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、全身麻酔システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年 8 月28日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
全身麻酔システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年11月30日 (月)
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線506
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
平成27年9月4日(金)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 平成27年9月8日(火)午後1時30分
新潟県立十日町病院 2階 会議室
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 8 月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
魚沼市	国民健康保険魚沼市立堀之内病院	魚沼市堀之内4315	魚沼市	国民健康保険魚沼市立堀之内病院	魚沼市堀之内4315
	ほんだ病院	魚沼市原虫野433-3		<u>県立小出病院</u>	<u>魚沼市日渡新田34</u>
	(略)	(略)		ほんだ病院	魚沼市原虫野433-3
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
上越市	(略)	(略)	上越市	(略)	(略)
	特別養護老人ホーム	上越市吉川区原之町1819番地1		特別養護老人ホーム	上越市吉川区原之町1819番地1
	ほほ笑よしかわの里			ほほ笑よしかわの里	
	<u>特別養護老人ホーム</u>	<u>上越市清里区岡野町1618番地</u>			
	<u>みねの園</u>				
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年 8 月28日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 楡 井 辰 雄

新潟県監査委員 佐 藤 卓 之

新潟県監査委員 田 宮 強 志

普通会計

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
佐渡トキ保護センター	平成27年4月14日	平成25年度	平成26年2月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
		平成26年度	平成26年4月1日から 平成27年1月31日まで	同 上

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所高冷地農業技術センター	平成27年7月21日	平成25年度	平成26年3月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
		平成26年度	平成26年4月1日から 平成27年2月28日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
妙法育成牧場	平成27年5月25日	平成25年度	平成26年3月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
		平成26年度	平成26年4月1日から 平成27年2月28日まで	同 上
水産海洋研究所佐渡水産技術センター	平成27年3月3日	平成25年度	平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	同 上
		平成26年度	平成26年4月1日から 平成26年12月31日まで	同 上

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成27年6月30日	平成26年度	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成27年5月14日	平成25年度	平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
		平成26年度	平成26年4月1日から 平成27年2月28日まで	同 上

企業会計

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本庁 魚沼基幹病院事業会計	平成27年6月17日	平成26年度	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計	平成27年 6 月18日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
2 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所	平成27年 5 月25日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	適正と認めた。

(企業局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 共通管理費	平成27年 6 月18日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
電気事業会計	平成27年 6 月18日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
工業用水道事業会計	平成27年 6 月16日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	(指摘事項) 決算日現在、栃尾工業用水道及び新潟臨海工業 用水道に係る工業用水道使用料等154,855,023円 の未収金等債権については、その回収に努められ たい。
工業用地造成事業会計	平成27年 6 月16日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
2 事業所 発電管理センター	平成27年 5 月26日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	適正と認めた。
新潟工業用水道事務所	平成27年 5 月22日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	(指摘事項) 産業廃棄物処理委託について、契約書が作成さ れていなかった。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基 づく適正な事務処理を行われたい。
上越利水事務所	平成27年 6 月 8 日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	適正と認めた。

(病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁	平成27年 6 月17日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
2 施 設 妙高病院	平成27年 6 月 9 日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項

中央病院	平成27年 6 月 8 日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、4,138件 79,752,533円が未納となっていた。 件数が増加しているため、具体的な回収手法の 見直しを行い、未納額の早期収納に努めるととも に、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 給与に関する事項 歳入歳出外現金に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>
松代病院	平成27年 5 月28日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	<p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項</p>
柿崎病院	平成27年 6 月 5 日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	<p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項</p>
十日町病院	平成27年 5 月27日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、433件 13,381,283円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回 収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努め るとともに、発生予防対策についても一層強化さ れたい。</p> <p>(注意事項) 物品の管理に関する事項</p>
六日町病院	平成27年 5 月27日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、1,084件 23,370,238円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回 収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努め られたい。</p>
小出病院	平成27年 5 月22日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、1,567件 31,841,063円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項</p>
精神医療センター	平成27年 5 月26日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、934件 18,157,088円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の 見直しを行い、未納額の早期収納に努めるととも に、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 交通事故に関する事項</p>
加茂病院	平成27年 5 月27日	平成26年度	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、390件 6,463,450円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回 収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努め るとともに、発生予防対策についても一層強化さ れたい。</p> <p>(注意事項) 支出事務手続に関する事項 給与に関する事項 物品の管理に関する事項</p>

津川病院	平成27年 5月22日	平成26年度	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、325件 3,974,348円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 歳入歳出外現金に関する事項 物品の管理に関する事項</p>
吉田病院	平成27年 5月26日	平成26年度	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、698件 17,605,728円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>
がんセンター新潟病院	平成27年 6月 5日	平成26年度	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで	<p>(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、1,802件 40,447,550円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>2 平成25年度に完了した院内キープラン変更工事の執行について、未払金計上せずに平成26年度予算で支出したものがあった。 予算管理及び会計年度所属区分の確認を徹底されたい。</p> <p>(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項</p>
新発田病院	平成27年 6月 9日	平成26年度	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで	<p>(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、3,129件 76,656,887円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>2 個人情報記録されたパソコンを紛失していた。 個人情報を含む物品の厳重な管理を徹底されたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項</p>
リウマチセンター	平成27年 6月 9日	平成26年度	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、63件 2,228,074円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>
坂町病院	平成27年 5月26日	平成26年度	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、789件 11,330,341円が未納となっていた。 件数が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 県有財産の管理に関する事項</p>

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年8月28日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第39条関係）			別表第1（第39条関係）		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
交通規制課	(略)	(略)	交通規制課	(略)	(略)
警備第二課	サミット警備対策室	第36条に掲げる事務のうち2016年主要国首脳会議及び2016年主要国首脳会議の関係閣僚会合として開催される農業大臣会合の警備諸対策に関する事務			
(略)			(略)		
別表第3（第48条関係）			別表第3（第48条関係）		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務	警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務
	警備対策管理官	(災害対策管理官及びサミット警備対策室長の分掌に属する事務を除く。)及び新潟県管区機動隊に関する事務		警備対策管理官	(災害対策管理官の分掌に属する事務を除く。)及び新潟県管区機動隊に関する事務
	サミット警備対策室長	サミット警備対策室に関する事務			
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第92号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

平成27年8月28日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成27年9月29日（火）から平成27年10月2日（金）までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成27年9月3日（木）から平成27年9月4日（金）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

- (イ) 4 (1)に該当する者
受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (ウ) 4 (2)に該当する者
1 級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書
- (エ) 4 (3)に該当する者
2 級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書
- (オ) 4 (4)に該当する者
旧 1 級検定に係る合格証の写し及び履歴書
- (カ) 4 (5)に該当する者
旧 2 級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成27年9月15日（火）から平成27年9月16日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110（代表）

正 誤

平成24年11月30日付け新潟県選挙管理委員会規程第14号（公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程）18ページの

「	新潟市江南区	(略)	(略)	新潟市江南区	(略)	新潟市江南区	
		介護付有料老人ホーム きららふれあいの社	新潟市江南区平賀 194-1		介護付有料老人ホーム きららふれあいの社		新潟市江南区平賀 194-1
		特別養護老人ホーム かめだ本町の里	新潟市江南区亀田 1-4-14				
		特別養護老人ホームにこやか	新潟市江南区横越中央 5丁目 2番3号				

は、

「	新潟市江南区	(略)	(略)	新潟市江南区	(略)	新潟市江南区
		介護付有料老人ホーム きららふれあいの社	新潟市江南区平賀 194-1		介護付有料老人ホーム きららふれあいの社	

	れあいの社 特別養護老人ホーム かめだ本町の里 特別養護老人ホーム にこやか	新潟市江南区 亀田本町 1-4 -14 新潟市江南区 横越中央 5 丁目 2 番 3 号		れあいの社	
--	--	---	--	-------	--

の誤り。